

(一社) 長崎県建設業協会 様

長崎県土木部長



フライアッシュコンクリート利用指針の策定について

日頃より本県の建設行政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、平成20年度より検討を重ねていました、フライアッシュ（石炭を燃焼する際に生じる灰の一種）を有効活用したコンクリートの利用指針について、フライアッシュコンクリート利用指針作成検討委員会の審議を経て、このたび「長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針」として策定しましたので、フライアッシュコンクリートを利用する場合は本指針により対応をお願いします。

なお、本指針の適用に当たっては、「コンクリート標準示方書」（土木学会）及び「フライアッシュを用いたコンクリートの施工指針（案）」（土木学会）などの関係指針等に基づき使用していただきますようお願いいたします。

また、貴団体会員への周知についても併せてお願いいたします。

1. 策定した指針等

- ・長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針
- ・長崎県におけるフライアッシュコンクリートの配合・製造及び施工指針
技術資料

2. 適用年月日

平成27年2月1日

※フライアッシュを結合材として取り扱うため、長崎県建設工事共通仕様書の「水セメント比（ W/C ）」を「水結合材比（ $W/(C+FA)$ ）」と読み替える規定を平成27年4月1日に改訂予定です。

3. 問い合わせ先

土木部 建設企画課 技術情報班（電話095-894-3023）